

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県漁船法施行細則の一部改正
- ◇告示 農業災害補償法に基く賦課金率等
土地改良区の定款変更認可
装蹄師免許証の交付
建設業者の更新登録
医療機関の指定

規則

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月六日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第十二号

昭和四年四月十五日第三種郵便に認可

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則
鳥取県漁船法施行細則（昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号の四を次のように改める。

（四）鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）第五條及び第六條並びに鳥取県内水面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十号）第五條及び第六條に掲げる許可漁業に従事しようとする動力漁船にあつてはその許可申請書の写

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）に基く賦課金率及び賦課金を次のように定め昭和二十八年産麦から適用する。

昭和二十八年二月六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
一 賦課率及び賦課金
麦

共済金 賦課率 賦課金 賦課率 賦課金 備考

二、八〇〇円〇、四〇〇 % 一、一、二〇〇円〇、五八〇 % 一、六、二四〇円
平均反当 石以上一
満石五斗未
二、〇〇〇、五五〇、八〇一六、〇〇〇
平均反当 石未満

鳥取県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條
第二項の規定により、北條土地改良区の定款変更につい
て、昭和二十八年一月三十日認可した。

昭和二十八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四十七号

装蹄師法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六号）附則第五項第四号の規定により、次の者に装蹄師免許証を交付した。

昭和二十八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

登録番号 登録年月日 本籍地 氏名
第四十八号 昭和二十八年一月三十一日 鳥取県 久野 弘敏

鳥取県告示第四十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八條の規定によ
り次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和二十八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者
氏名

鳥取県知事登録簿
（ろ）第 一八五号 昭和二十七年九月十六日 米子電業株式会社 米子市加茂町一丁目 安部 寛治

（ろ）第 一八六号 昭和二十七年九月二十日 中村組 岩美郡倉田村大字馬場二一〇 中村伊佐吉

（ろ）第 一八七号 昭和二十七年九月二十日 原田組 米子市灘町三丁目 原田 賢一

（ろ）第 一八八号 昭和二十七年十月十日 鳥取バラ株式会社 鳥取市川外大工町四二 涌島 義博

（ろ）第 一九〇号 昭和二十七年十月十二日 山根組 米子市日野町六七 山根 末市

（ろ）第 一九二号 昭和二十七年十月十六日 水口組 鳥取市西品治町五八三 水口 鹿男

（ろ）第 一九三号 昭和二十七年十月三十日 柳沢組 鳥取市鹿野町三四 柳沢譽四郎

（ろ）第 一九四号 昭和二十七年十一月二十二日 川上工務店 東伯郡高城村大字下福田三四一の二 川上 鉄藏

（ろ）第 一九六号 昭和二十七年十一月二十八日 有限会社 米子市角鑿町四丁目 北川組 目七六 小清水英雄

（ろ）第 一九九号 昭和二十七年十二月十三日 三協建設株式会社 日野郡根雨町大字根雨六一三 平川 昇

（ろ）第 二〇一号 昭和二十八年一月 金市林産工業株式会社 東伯郡浦安町大字金市二二六 近池 利勝

鳥取県告示第四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條
の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十八年二月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称 所在地 管轄保健所 指定年月日
日野病院 気高郡浜村町字浜 気高保健所 昭和二十八年一月十二日
村五三